

2025 年 7 月 11 日

アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツ株式会社

アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツの
フィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて
～お客さま本位の業務運営の徹底～

アセットマネジメント One オルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「当社」）はアセットマネジメント One グループの一員として、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「FG」）が定める『〈みずほ〉の企業理念』ならびに第一生命グループが定める『第一生命グループの理念体系』を踏まえた「アセットマネジメント One の企業理念」を採択しています。

同企業理念においてアセットマネジメント One 株式会社（以下「アセマネ One」）は「投資の力で未来をはぐくむ」をコーポレートメッセージとして定め、投資を通じて、中長期に亘るお客さまの資産形成と企業の健全な成長、そしてサステナブルで豊かな社会の実現を支えるべく、プロフェッショナルとしての役割を全うすることで最高水準の商品・サービスを提供し、お客さまにいちばん信頼される資産運用会社を目指しています。

また FG では 2025 年 4 月に「〈みずほ〉のお客さま本位の業務運営に関する取組方針」（以下「FG 取組方針」）を策定・公表しており、当社はこの取組方針を採択しています。また当社株主であるアセマネ One はみずほ取組方針を受けて「運用・商品開発機能に関するフィデューシャリー・デューティー（*）取組方針」（以下「アセマネ One 取組方針」）を策定しています。当社ではアセットマネジメント One グループの一員としてアセマネ One と一体となってアセマネ One 取組方針に則り施策を実践してまいります。

具体的な施策につきましては、当社ではアセットマネジメント One グループの一員としてアセマネ One と一体となって施策を実践していることから、アセマネ One の施策内容に包含するかたちで公表することとしています。

アセマネ One の 2024 年度の取り組み状況はアセマネ One

ホームページの「2025 年度 FD アクションプラン（お客さまからの信頼の向上に向けた取組み）」をご覧ください。該当アクションプランの「これまでの取組み」に 2024 年度の実績も含めています。

（URL）<https://www.am-one.co.jp/company/actionplan2025/>

（*）他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

なお当社は金融庁が2017年3月30日に公表し、2021年1月15日に改訂した「顧客本位の業務運営に関する原則」の7つの原則全てについて採択をしています。（以下運用・商品開発機能に関する取組方針について当該原則2～7に該当する箇所原則番号を記載しています。）

またグループ横断での取り組みが中心であるグループ管理方針に関するアクションプランや、お客さま本位の業務運営の定着状況を確認するための定量指標（KPI）については、持株会社であるFGより公表を行っています。

〈みずほ〉のお客さま本位の業務運営に関する取り組み

（URL）https://www.mizuho-fg.co.jp/release/pdf/20250630release_ip.pdf

アセットマネジメント One のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて

（URL）<https://www.am-one.co.jp/company/fiduciary/>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表は[こちら](#)です。

運用・商品開発機能に関する取組方針

1. 運用の高度化＜原則 2＞

1. 人材・運用基盤の強化を通じた投資判断や分析能力の高度化により、お客さまに最高水準の付加価値を提供します。
2. お客さまの資産運用ニーズに対する最適なソリューションを提供し続けるため、既存の運用手法の改善や新たな手法・投資機会の探求に邁進します。

2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み＜原則 2・4、補充原則 1・2・3・4＞

1. 常にお客さまに適したより良い商品を提供する為の当社の方針を定め、その方針を実現する体制を整備するとともに、その体制について適切な情報提供を行います。
2. 最終受益者を含めお客さまのニーズを的確に捉え、中長期的に持続可能な商品であるか等の検証を実施した上で、プロとしての知見をもって、お客さまの安定的な資産形成に資する商品開発を行います。また、新商品の開発に係る意思決定は、透明性の高いプロセスと客観的な評価に基づき実行します。
3. 商品開発にあたっては、商品の特徴（運用の目的、商品のリスクの所在、複雑性等）に応じて、お客さまの特性を特定するとともに、お客さまにふさわしい商品を提供すべく、販売会社・販売部門と事後検証も含めて適切に連携いたします
4. 優れた商品を適切なコストで提供すべく、お客さま目線に立った透明性の高い運用報酬・手数料を設定するとともに、その内容について適切な情報提供を行います。
5. 商品の組成以降、定期的に商品の適切なリスク管理やチェックを行うことを通じて、市場環境の変化に対応するとともに、継続的に商品品質を維持・向上します。また、商品の組成時に想定していた商品性が維持されているかを定期的に検証し、維持が困難と判断される場合は償還等を含めて対応します。

3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実＜原則 5・6、補充原則 5＞

1. お客様の第一の相談者となるべく、クオリティーの高いサービスを実行します。
2. 利便性とわかりやすさを意識し、運用体制等も含めた適切な情報提供を行います。
3. 人材育成の高度化に取り組むとともに、お客様の金融・投資知識の向上に役立つサービスの充実を図ります。

4. ガバナンス強化＜原則3＞

1. お客様の利益を第一に考える組織体制を一層強化すべく、運用会社としての独立性を高めた業界最高水準のガバナンス態勢を構築します。

※原則：上記番号は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の7項目に対応しています。

補充原則：上記番号は金融庁「プロダクトガバナンスに関する補充原則」の5項目に対応しています。

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社
■取組方針掲載ページのURL	https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/30/250711_FD_AMOAI.pdf
■取組状況掲載ページのURL	https://www.am-one.co.jp/pdf/amoai/release/30/250711_FD_AMOAI.pdf

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 ・序文、1. 運用の高度化、2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ・序文、グループ管理方針序文・2・5. 運用商品開発1(1)(2)・2(1)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・アセットマネジメントOneのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～ ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（運用パフォーマンス、最適なプロダクトラインナップ） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P4～7、32～35、39～40、44、45
	注 金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 ・序文、1. 運用の高度化、2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 序文、グループ管理方針序文	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・アセットマネジメントOneのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～ 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P4、5
原則3	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 4. ガバナンス強化 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針4、運用商品開発4(1)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・利益相反管理方針の概要 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P43
	注 金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・金融商品の販売に携わる金融事業者が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 4. ガバナンス強化 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針4	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・利益相反管理方針の概要 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P43
原則4	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(5)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・公募投信の信託報酬の決定に関する考え方について 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P35、40
原則5	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発3(2)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（情報提供やサービスの充実） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 P37
	注1 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発3(2)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（情報提供やサービスの充実） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 FDIに関する取り組み・P37
	注2 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるかを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P20、21
	注3 金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P20、21
	注4 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同様の商品の内容と比較することが容易となるよう配慮した資料を用い、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P20、21
	注5 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組みにおける該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P20、21

原則 6		【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経歴、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィチュアリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(2)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（運用パフォーマンス、最適なプロダクトラインナップ、ESG投資への取り組み） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 P8、39、40
	注 1	金融事業者は、「客観的評価」や「レビュー機能」等に基づき、顧客の意向を確認した上で、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各案法の観点から総合的に、類似商品と比べて当該金融商品の優劣（手数料を含む）を評価すること	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)(2)・3(1)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P13～19、23
	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P13～19
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィチュアリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用商品開発2(2)(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（情報提供やサービスの充実） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 P37
	注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売2(1)・3(1)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P13～19、24
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィチュアリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針5、運用商品開発3(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（情報提供やサービスの充実） ・未来をはぐむ研究所 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 P37、44、45
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品に係る顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売5(1)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P8
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクト・パフォーマンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 販売5(2)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P8
原則 7		【従業員に対する適切な動機づけの仕組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの仕組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 グループ管理方針1・2	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・投資判断プロセスにおける独立性の確保等について 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 P27、28、42
	注	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに譲る代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 ※グループ会社の該当箇所を記載 グループ管理方針5	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・未来をはぐむ研究所 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組み”における該当箇所】 P44、45

補充原則 1			実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 序文、2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・アセットマネジメントOneのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～ ・プロダクトガバナンスに関する方針 1. プロダクトガバナンスへの取り組み
			実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 序文、グループ管理方針序文	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P34
			実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 2. プロダクトガバナンス体制 ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」 P6
補充原則 2	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じてプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するために、管理部門等による検証の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、社外取締役や外部有識者のほか、ファンドの評価等を行う第三者機関等からの意見を取り入れる仕組みも検討すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 2. プロダクトガバナンス体制 ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」 P6
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 2. プロダクトガバナンス体制 ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」 P6
			実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(1)(4)	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P34、38、39
補充原則 3		【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するものであるかを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の最善の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 3. プロダクトの組成（組成時の考え方）
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 3. プロダクトの組成（組成時の考え方） ・「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所 P8、35
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の資産状況、取引経緯、知識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に定めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本毀損のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も特定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等が特殊な金融商品については、どのような顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているか検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 3. プロダクトの組成（組成時の考え方） ・「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所 P8
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製品全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズの把握や想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて委託把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメントのフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 3. プロダクトの組成（組成時の考え方） ・「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所 P8
			実施	【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(2)	

補充 原則 4		【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを継続的に検証し、その結果を金融商品の改善や見直しにつなげるとともに、商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンスの体制全体の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。 また、販売全体として顧客の最善の利益を実現するため、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携等により、販売対象として想定する顧客属性と実際に購入した顧客属性が合致しているかを検証し、必要に応じて運用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(3)(4)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」P2～5
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストのバランスが適切かどうかを継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の改善、他の金融商品との併合、繰上償還等の検討を行うとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(3)(4)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」P2～5
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受けるべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P8
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 2. 商品品質の維持・向上とお客さまニーズを捉えた商品の開発・提供に向けた不断の取り組み 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」P2～5
補充 原則 5		【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(5)、3(1)(2)(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・「アセットマネジメントOne ファンド評価レポート」 ・コーポレート・メッセージの実現に向けた取組み状況（情報提供やサービスの充実） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P36、37
	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要となる金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を実質的に負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資哲学等を情報提供し、又は運用チームの構成や業務実績等を情報提供するべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 運用・商品開発2(5)、3(1)(2)(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・各ファンド情報（例：グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド（限定為替ヘッジ／為替ヘッジなし）愛称：未来の世界「最新の四半期運用報告動画」） 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P36、37
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	実施	【アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツのフィューチャリー・デューティーの実践に向けた取り組みについて～お客さま本位の業務運営の徹底～における該当箇所】 3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取組方針における該当箇所】 取組方針：運用・商品開発3(1)(3)	【アセットマネジメントOneホームページにおける該当箇所】 ・プロダクトガバナンスに関する方針 4. プロダクトの管理（組成後の管理） ・各ファンド情報 【「みずほ」のお客さま本位の業務運営に関する取り組み」における該当箇所】 P36、37

【照会先】

部署	コンプライアンス部
連絡先	03-5221-1334